

今後の検討テーマの抽出について (ヒト胚核移植胚の作成・使用)

1. 最近の状況

- (1) 生命倫理専門調査会では、平成25年4月の調査会より、将来的に取り上げていくことが考えられる、又は望まれる新たなテーマの抽出のため、関係分野の研究の状況等の把握（ヒアリング）をしているところである。
- (2) その状況のもと、英国において、何年もの議論を経てミトコンドリア提供の臨床利用を認める法律が、平成27年10月に施行された。
- (3) 関連手法として用いられる受精卵の核を別の除核卵に移植する、“ヒト胚核移植胚”については、現在「特定胚の取扱いに関する指針」において、作成・使用が当分の間認められないとされている。
- (4) さらに、厚生労働省（厚生科学審議会生殖補助医療部会）は、平成15年4月に取りまとめた「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」において、卵子を用いた細胞質置換及び核置換の技術は、遺伝子の改変の可能性が否定できないなど、安全性についての科学的な知見が十分集積していないことから、当分の間、生殖補助医療に用いることは認めないとしている。

2. 今後の対応について

現在の検討課題と並行し、(3)に係る国内外の研究の状況等について、ヒアリング等を行うことにより把握し、検討すべき状況にあるかどうか、検討すべき状況にあると考える場合は、検討すべき倫理的事項は何か、などの整理をまずは進めることとしてよいか。

今後のスケジュール（予定）

第98回 国内のミトコンドリア病及びその治療の現状

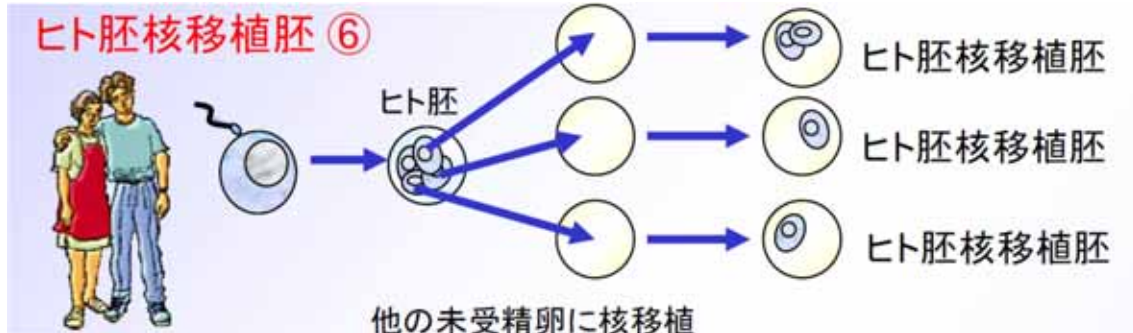
国立成育医療研究センター総合診療部 伊藤玲子先生
千葉県こども病院代謝科 村山圭先生

第99回以降（仮）

国内のミトコンドリア病及びその治療の現状
ミトコンドリアに係る研究の現状
ミトコンドリア病と着床前診断
その他

(参考)

ヒト胚核移植胚とは



(出典：「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」解説資料(文部科学省))

諮問第4号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申(平成13年11月28日 総合科学技術会議)(抜粋)

1. 特定胚の作成、使用等の考え方について

(2) 各特定胚について

ヒト胚核移植胚は、ミトコンドリア病等の予防・治療などに対する医学的な有用性はあるが、研究によっては他の代替手段もあり、有性生殖による一卵性多児の人工的産生につながる可能性もある。いずれにしても、ヒト胚核移植胚の作成は、新たにヒト胚を作成することに当たるため、今後のヒト受精胚の取扱いに関する議論を待って判断すべきである。

特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号、平成21年5月20日 全部改正)(抜粋)

第2条 特定胚のうち作成することができる胚の種類は、当分の間、人クローン胚及び動物性集合胚に限るものとする。

第7条 法第3条に規定する胚以外の特定胚は、当分の間、人又は動物の胎内に移植してはならないものとする。

ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(平成16年7月23日 総合科学技術会議)(抜粋)

第3. 人クローン胚等の特定胚

4. その他の特定胚について

(1) ヒト胚核移植胚、ヒト胚分割胚及びヒト性融合胚

総合科学技術会議の4号答申においては、これらの胚のうち、ヒト胚核移植胚及びヒト性融合胚についてはミトコンドリア病等に対する医学的な有用性等が指摘されたが、これらの胚の作成の是非に関する判断は留保された。他方、ヒト胚分割胚については不妊治療研究等の可能性が指摘されたものの、当面は作成及び使用を認めるべきではないとされた。今回の検討においては、これらの胚についてかかる分野の研究において有意に利用し得るとの指摘もあったが、これらの胚の十分な検討を行い得なかったため、その取扱いの在り方については、今後検討すべき課題とすべきである。